

募集型企画旅行取引条件説明書面・契約書面(国内旅行)

その2

一般社団法人 全国旅行業協会 正会員
社名 ひじり観光タクシー株式会社

— この旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部になります — (お申込みの際は、必ず本旅行条件書を十分お読み下さい)

- 2.当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- 3.当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は、お客様が変更前に当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償額と、お客様が返還すべき変更補償金の額を相殺した残額を支払います。
- 4.当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いを替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件当りの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は自由便への変更	1.0%	2.0%
7.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
8.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は客室の変更	1.0%	2.0%
9.上記に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

21. 通信契約により、旅行契約を締結されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)(以下「会員」といいます。)(以下「所定の依頼者」の会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること)を条件に、以下の各号に基づき、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受け場合があります。(以下「通信契約」といいます。)

- 1.通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。
- 2.本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- 3.通信契約の申し込みの際、会員は、申し込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- 4.通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を、当該通知がお客様に到達した時に成立します。
- 5.通信契約を締結しよとする場合において、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に依る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます場合があります。
- 6.当社は、提携会社のカードにより所定の依頼者の会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
- 7.インターネット等のIT関連通信技術通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- 9.会員の通信機器に本項(7)に係る記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を確認したことを確認します。

22. 個人情報の取扱について

- ひじり観光タクシー株式会社(以下「当社」といいます。)(及び下記「販売店」)が記載の受託旅行者(以下「販売店」といいます。)(「当社」及び「販売店」を指して当社といえます。)
- 1.当社は、ご提供いただいた個人情報について、**1.お客様との間の連絡のため**、**2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス配、提供のため**、**3.旅行に関する諸手続きのため**、**4.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用を担保する保険手続きのため**、**5.当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため**、**6.旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため**、**7.アンケートのお願いのため**、**8.物販サービス提供のため**、**9.統計資料作成のために利用させていただきます。**
 - 2.本項(1)2、3の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、当該クレジットカード会社等に書類又は電子データにより、提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジットカード番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。なお、土産物店へ個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該サービス提供に記録する旅行申込窓口にご出発の10日前までにお申し出ください。(注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出下さい)
 - 3.当社はお客様から書面によってご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。なお当社の個人情報の取り扱いに関する方針等の詳細については、当社のホームページ(https://hijiri-kankotaxi.com)のプライバシーポリシーにてご確認をお願いします。
 - 4.当社は、個人情報の取扱を変更することがあります。
 - 5.お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問合せ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本にお客様相談室となります。
 - 6.一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

個人情報保護管理者(お客様相談室長)

お問い合わせ窓口:本社お客様相談室

電話:026-262-2353 FAX:026-262-2375 E-mail: hijirikankou-tabi@ngn.junis.or.jp

営業時間:月～金曜日 10:00～16:00(土・日曜、祝日、年末年始休業)

23. その他

- 1.お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- 2.お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入いただきます。
- 3.旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- 4.現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅行保証の対象とはなりません。
- 5.旅行中に事故など発生した場合は、直ちに最終旅行日表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- 6.ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- 7.事故、大害をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- 8.当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 9.手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

24. 募集型企画旅行約款について

本旅行条件書に定めのない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

25. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2024年3月1日を基準としています。旅行代金算出の基準日は、各パンフレットに記載しています。